

# 食品安全委員会第 345 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 8 月 26 日（木） 14:00 ～15:07

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 食品影響評価に係る補足資料の提出に関するリスク管理機関からの報告について

- ・高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について  
(厚生労働省からの報告)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・遺伝子組換え食品等  
pGlu 株を利用して生産されたグルカナーゼ  
(厚生労働省からの説明)

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「エタルフルラリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ベンフルラリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ツラスロマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ツラスロマイシンを有効成分とするブタの注射剤（ドラクシン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

- ・添加物「5-エチル-2-メチルピリジン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系

統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（飼

料）」に係る食品健康影響評価について

（６）食品安全モニターからの報告（平成 22 年 6 月分）について

（７）食品安全関係情報（7 月 20 日～7 月 30 日収集分・8 月 2 日～8 月  
13 日収集分）について

（８）その他

#### 4. 出席者

（委員）

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 森口基準審査課長

（事務局）

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、  
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

#### 5. 配布資料

資料 1 食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（報告）

資料 2 - 1 食品健康影響評価について

資料 2 - 2 「pGlu 株を利用して生産されたグルカナーゼ」の食品安全基本法  
第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 3 - 1 農薬専門調査会における審議結果について〈エタルフルラリン〉

資料 3 - 2 農薬専門調査会における審議結果について〈ベンフルラリン〉

資料 4 - 1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈ツラスロマ  
イシン〉

資料 4 - 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈ツラスロマ  
イシンを有効成分とするブタの注射剤（ドラクシン）〉

資料 5 - 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈5-  
エチル-2-メチルピリジン〉

資料 5 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果に

- ついて〈除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統（飼料）〉
- 資料 5 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果に  
ついて〈チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（飼料）〉
- 資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 22 年 6 月分）について
- 資料 7 - 1 食品安全関係情報（7 月 20 日～7 月 30 日収集分・8 月 2 日～  
8 月 13 日収集分）について
- 資料 7 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

## 6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 345 回会合）」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第 345 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙のほかに、資料 1 「食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（報告）」。

資料 2 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 2 - 2 はその関係資料です。グルカナーゼ。

資料 3 - 1 「農薬専門調査会における審議結果について〈エタルフルラリン〉」。

資料 3 - 2 「農薬専門調査会における審議結果について〈ベンフルラリン〉」。

資料 4 - 1 「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈ツラスロマイシン〉」。

資料 4 - 2 「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）〉」。

資料 5 - 1 「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈5 - エチルー 2 - メチルピリジン〉」。

資料 5 - 2 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統（飼料）〉」。

資料 5 - 3 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（飼料）〉」。

資料 6 「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 6 月分）について」。

資料 7 - 1 「食品安全関係情報（7 月 20 日～7 月 30 日収集分・8 月 2 日～8 月 13 日収集分）について」。

資料 7 - 2 「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

(1) 食品健康影響評価に係る補足資料の提出に関するリスク管理機関からの報告について

○小泉委員長 最初に「食品健康影響評価に係る補足資料の提出に関するリスク管理機関からの報告について」です。本件は、現在、調査審議中の高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性のリスク評価に関係するもので、昨年8月に厚生労働省に対して補足資料の提出をお願いしていたものです。

厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料1をお願いいたします。

高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について、補足資料の提出が製造企業よりありましたので提出させていただくものでございます。

ただ今、委員長御説明のとおり、この高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について評価をお願いしておりますけれども、昨年、その審議の過程でグリシドール脂肪酸エステルに関して追加資料の提出の指示を受けまして、特にその中でも毒性資料の収集、遺伝毒性試験、経口摂取後の体内動態試験の実施の3点を早急に提出するようという御指示をいただいているものでございまして、1点目の毒性資料の収集につきましては、文献収集結果を昨年12月に、2点目の遺伝毒性試験の結果につきましては、今年の6月に提出したものでございますけれども、今般、経口摂取後の体内動態試験の結果の提出がございましたので、本日提出させていただくものでございます。

資料をめくっていただきまして、別紙1をお願いいたします。製造企業よりラットを用いた試験とカニクイザルを用いた試験が行われております。まず、このページの「1. ラットを用いた血中移行性の検討」の試験でございまして、ラットにGELまたはGを強制投与し、投与5分後から24時間後までの血漿中濃度を測定しております。

投与量は体重50kgの人が1日10gの当該製品を摂取した場合に暴露する量の約4,600倍という大変多い濃度で試験がされております。

試験結果でございますが、下段に表で、次ページにグラフで示されておりますけれども、GELは血漿中にはどちらを投与した場合も検出されず、一方、Gの血漿中濃度はエステル単体のどちらを投与した場合でも投与後速やかに上昇し、投与後30分までに最高濃度に到達する。その動態は非常に似通った形となっております。

なお、この1の試験につきましては、GLP基準に適合している受託試験機関で実施されておりまして、更に厚生労働省より依頼しました専門家の方々に試験施設にも行っていた

だきまして、信頼性及び中立性の確認を行っております。

続きまして、2. のラットとカニクイザルを用いた種間差の検討を行った試験結果でございますが、こちらの括弧に書いてありますように、花王による自主研究で行われたものでございます。

ラットとカニクイザルを用いて、GELまたはGを投与し、投与後15分後と30分後の血漿中濃度を測定しております。投与量は先ほどの試験よりは低く、ラットではヒトの推定暴露量の1倍から125倍、カニクイザルでは100倍と300倍の2用量で実験が行われております。

試験結果は次ページに表とグラフで示されてございますが、この試験ではGしか測定しておりません。GELは測定しておりません。ラットではどちらを投与した場合でも、先の試験と同様Gが検出されております。

カニクイザルの場合ですが、GELを投与した場合は血漿中のGの検出はございませんでした。G単体を投与した場合のみGが検出されておりますが、その量はここにあるようにラットよりは低めかなというような数量で出ております。これは社内試験として実施されたものでございますので、この試験については厚生労働省による信頼性の確認等は行われておりません。

めくっていただきまして次のページ、別紙2でございます。ラットとカニクイザルで結果が異なることにつきまして、製造業者の方から考察として舌リパーゼに関する情報収集ということでペーパーが提出されてございます。

この結果が異なることにつきましては、口腔内に分布されるリパーゼの違いがあるのではないかということで、その説明と文献が添付されたものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○廣瀬委員 評価の内容に関わることでなかなか答えづらいところがあるのかもしれないのですが、ラットでは投与したグリシドール脂肪酸、これではリノール酸エステル。その何分の1程度が結局体内でGに変換されるかというような想定は、この試験の結果からなされるのでしょうか。

○森口基準審査課長 そこについては特にわかっておりませんが、GとGEL、等モルを投与した場合に血漿中の濃度の推移が大体同じということですので、全部がGとして代謝されていく、Gを投与したのと同じとみなしても大体そんなに遠くはないのかなとは思っております。

○廣瀬委員 以前に予備試験のデータをいただいたときには、投与したGELのおよそ1,000分の1程度が体内にGとして吸収されるのではないかというようなことをたしかおっしゃっていたと思うんですけれども、この結果からそういう推定というのはなかなかできないということでしょうか。

○森口基準審査課長 あくまで血漿中濃度しか測定しておりませんで、例えば放射線マーカーで回収率とかを見ればそれははっきりするわけですが、そういう試験が行われておりません。ですので、そこはわからないというか、ラットの普通200gぐらいと換算して実験1の投与量を考えますと15mgぐらいを投与して、血漿中濃度がこのぐらいの濃度ということは、数十 $\mu$ gとかそういうオーダーがピーク時は検出されているということですので、1,000分の1かもしれませんけれども、実際に吸収されて組織にどれだけ移行しているか、そういうデータがわかりませんので、そのところについては何ともコメントのしようがないかと思っています。

○廣瀬委員 そうすると、結局この試験を行った一番の目的というのは、やはり経口投与されたGELがどのくらいGになるかということを見るために行った実験だと思うんですけれども、そういう何分の1かということがわからないということになりますと、ワーストケースを想定してリスク評価を行わないといけないということになるんでしょうか。

○森口基準審査課長 それは私が答えるのかどうかあれですけれども。

○廣瀬委員 そうですね。これは専門調査会でやるべきことでした。

もう一つ、小さなことなんですけれども、表4の中で未測定ของデータがありますけれども、これは将来的にデータが出るということでしょうか。

○森口基準審査課長 多分、検出限界からして数字は出てこないのではないかなと思います。あと、花王の方に確認してみないとわかりませんが、検体が残っていない可能性もあります。

○廣瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかの委員の方々、いかがですか。よろしいですか。

実は私も廣瀬さんの聞かれたことに非常に興味というか知りたいことが多いのですが、最初の表2ですが、これは投与量がmgオーダーですね。測定値が $\mu\text{g}$ ということは、推測ですが1,000分の1ぐらいが出てくるのかなと。

これが少ない理由として、1つは、非常に腸管吸収率が悪いのか、あるいは代謝が早いのか。その辺について、もしわかることがありましたらお願いいたします。

○森口基準審査課長 済みません。今、私どもの方にはそういう情報はございません。

○小泉委員長 分かりました。ほかの方、いかがですか。よろしいですか。

恐らく、実際に科学的にこのジアシルグリセロールについて評価しようと思うと、いろんな意味で知りたい点、細かい点についてお聞きしたいことがあるかと思いますが、ワーキンググループで後に評価することになると思います。また聞きたいことはそちらの方もお願いすることがあるかと思いますが、その節にはよろしくお願いいたします。

○森口基準審査課長 分かりました。

○小泉委員長 よろしいですか。それでは、本件資料につきましては、これまで提出されました資料と併せて、先ほど課長から言われましたように文献と遺伝毒性、今回の結果などの資料を調査審議で用いるようにお願いいたします。

それでは、森口基準審査課長、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の



聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 2-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 8 月 24 日付けで遺伝子組換え食品等 1 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、引き続き説明させていただきます。

資料 2-2 をお願いいたします。本日、食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換え DNA 技術応用の添加物について概要を御説明申し上げます。

本日、御説明申し上げますのは、pGlu 株を利用して生産されたグルカナーゼでございます。本品目は、*Streptomyces violaceoruber* を宿主とし、同じ菌を由来するグルカナーゼ遺伝子と *S. cinnamoneus* 由来のプロモーター及びターミネーターをそれぞれ導入して得られた形質転換体 pGlu 株より生産されたグルカナーゼでございます。

この pGlu 株の構築過程におきまして、ベクターに大腸菌由来遺伝子を利用しておりますけれども、形質転換以前に除去しております、本大腸菌由来遺伝子は最初の pGlu 株には含まれておりません。

したがって、pGlu 株に導入された遺伝子はすべて *Streptomyces* 属由来のもので構成されております。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のグルカナーゼと同一でございます。

本申請品目につきましては、自然界において、*Streptomyces* 属間で遺伝子交換が行われること、また、*S. violaceoruber* と *S. cinnamoneus* の間で自然に遺伝子交換がなされていると考えられる科学的知見があることから、この pGlu 株から生産されたグルカナーゼは、組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合に該当する微生物を利用して製造されたものと考えております。

このたび評価をお願いするものについては以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。森口基準審査課長、どうもありがとうございました。

### (3) 農薬専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「農薬専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

○廣瀬委員 それでは、まず資料3-1のエタルフルラリンです。5ページの要約に沿って概要を説明したいと思います。

エタルフルラリンはジニトロアニリン系の除草剤でありまして、細胞分裂時に紡錘体の機能を阻害することによって除草作用を示すとされております。本剤につきましては、既にポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されておりまして、米国が行った評価を基に食品健康影響評価、つまり評価書評価を実施しました。

アメリカの資料を参照した各種毒性試験では、その一部に性別や匹数などの試験条件や、あるいは試験結果の詳細が不明なところがありましたけれども、アメリカでは評価に当たって十分であると判断していることが確認されたことから、食品安全委員会農薬専門調査会では本剤の評価は可能であると判断いたしました。

各種毒性試験の結果、エタルフルラリンの投与によりまして、ラット、マウス、イヌに共通してALTやALPのような肝酵素の増加、マウスで肝細胞過形成といった肝臓への影響、同じくラット、マウス、イヌに共通しまして、貧血といった血液に対する影響が認められました。

ラットの発がん性試験では通常行われていないような2つの試験を合計したというような評価ではありましたが、乳腺に良性の線維腺腫の増加が認められましたけれども、仮に発がん性があったとしても、遺伝毒性試験で生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかったということから、閾値を設定することは可能と判断いたしました。

ウサギを用いた発生毒性試験におきまして、胎児で頭骨の発達異常及び胸骨の変異が認められましたけれども、アメリカのEPAでは、ウサギ胎児におけるこれらの所見は軽度な変化であって、母動物に毒性が発現する用量で生じると判断しております。

また、ラットでは奇形の増加は認められておりませんので、食品安全委員会農薬専門調査会では催奇形性はないと判断いたしました。

各種毒性試験で得られました無毒性量の中で最も小さい値は、ラットを用いた1年間慢性毒性試験の3.9 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠として安全係数100で割った0.039 mg/kg 体重/日をADIと設定いたしました。

次に資料 3-2、ベンフルラリンです。これも 5 ページの要約に沿って概要を説明いたします。ベンフルラリンはエタルフルラリンと同様なジニトロアニリン系の除草剤でありまして、作用機序も同様でございます。

本剤につきましても、ポジティブリスト制導入に伴う暫定基準が設定されておりまして、アメリカが行った評価を基に食品健康影響評価を実施いたしました。アメリカの資料を参照した各種毒性試験は、一部試験条件等の詳細が不明ではありましたが、アメリカのテストガイドラインに基づいて実施されたということが確認されたことから、食品安全委員会の農薬専門調査会では本剤の評価は可能であると判断いたしました。

各種毒性試験の結果、ベンフルラリンの投与によりまして、エタルフルラリンと同様にラット、マウス、イヌに共通して肝細胞肥大、色素沈着、肝細胞壊死、炎症、巣状の過形成といったような肝臓に対する影響、ラットで貧血といったような血液への影響に加えまして、ラットでは腎臓の硝子滴沈着、腎盂結石、慢性腎症、膀胱上皮の過形成。マウスでは詳細はわからないのですが、urologic syndrome というような泌尿器系への影響が認められました。

ラットの発がん性試験では甲状腺ろ胞細胞腺種とがん、肝細胞腺種とがんが増加しましたが、遺伝毒性が認められなかったことから、閾値の設定は可能であると判断いたしました。繁殖能に対する影響、催奇形性は認められませんでした。各毒性試験で得られました無毒性量の中で一番小さい値はラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.5 mg/kg 体重／日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で割った 0.005 mg/kg 体重／日を ADI と設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、資料 3-1、3-2 に基づいて補足の説明をさせていただきます。まず、資料 3-1、エタルフルラリンの方でございますが、3 ページを御覧ください。「審議の経緯」でございますが、厚生労働大臣から 2008 年 3 月に食品健康影響評価の依頼、食品安全基本法等 24 条第 2 項に基づく評価要請があったものでございます。

6 ページの下の方に「7. 開発の経緯」が記載されております。このものは除草剤でございます。我が国としては農薬として登録されておらず、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準は既にごございます。

7 ページ以降から「II. 安全性に係る試験の概要」となっております。7 ページにごございます「1. 動物体内運命試験」の「(1) ラット」では、このものの吸収率は 79 から 8

7%と推定されております。このものは、速やかかつ広範に代謝され、投与7日後までに95% TARが糞尿中より排泄されたということで、主な排泄経路は糞中ということでございます。

8ページの「2. 植物体内運命試験」についてでございます。豆類、らっかせいで試験が行われておりまして、残留放射能はリグニン、セルロース及びタンパク中に取り込まれて、残留放射能中の親化合物はわずかということでございました。

10ページ以降に毒性関係の記載がございます。

11ページの下の方には「(1) 1年間慢性毒性試験(ラット)」についての記載がございます。肝比重量の増加とか体重増加抑制、血液生化学的検査項目における変化などが認められております。

13ページに「12. 生殖発生毒性試験」がございますが、繁殖能に対する影響は認められておりません。

14ページの「13. 遺伝毒性試験」でございますが、生体にとって問題となるような遺伝毒性はないものと考えられるということです。

16ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられております。詳細な説明を廣瀬委員からいただいておりますが、各種試験結果から農産物中の暴露評価対象物質につきましては、エタルフルラリン(親化合物のみ)という設定となっております。

ADIにつきましては、先ほど廣瀬委員が説明されたとおりでございます。

続いて、資料3-2をお願いいたします。ベンフルラリンの農薬評価書でございます。こちら3ページのところの経緯でございますように2008年3月に評価要請があったものでございます。

6ページ、下の方に「7. 開発の経緯」がございます。我が国では食用作物用の農薬としての登録がなされていないということでございます。ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準は既に設定されている除草剤ということであります。

7ページから「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」でございます。「1. 動物体内運命試験」、ラットではこのものの吸収率は19から30%と推定されております。このものの主要排泄経路は糞中ということでございます。

8ページに「2. 植物体内運命試験」がございます。アルファルファとレタスで試験が行われておりまして、リグニン、セルロース及びタンパク質中に取り込まれて、親化合物の残留はわずかということでございます。

9ページ以降から毒性関係の記載がございます。

11 ページの下の方になりますが「(2) 2年間慢性毒性／発がん性併合試験(ラット)」について記載がございます。肝臓及び甲状腺に腫瘍性病変が認められ、また、腎臓での硝子滴形成などが観察されております。

13 ページの方には「12. 生殖発生毒性試験」がございますが、繁殖能に対する影響はないということで、催奇形性も認められておりません。

14 ページの「13. 遺伝毒性試験」では、結果はすべて陰性であったということで、このものに遺伝毒性はないと考えられております。

15 ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられております。こちらにつきまして廣瀬委員から既に細かく御説明いただいておりますが、下の方でございますように各種試験結果から農産物中の暴露評価対象物質につきましては、ベンフルラリン(親化合物のみ)という設定になっております。

ADIにつきましては、先ほど廣瀬委員が御説明されたとおりでございます。こちらの2点の農薬に関しましては、本日の委員会終了後、9月24日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

どうぞ。

○村田委員 資料3-1の20ページなんですけれども、後ろに代謝物／分解物の表がありますが、FからRまで書いていないのは何か理由があるのでしょうか。

○坂本評価課長 申し訳ございません。提出されている資料がこの略語になっていて、評価上そこまで押さえていなかったということですが、必要ということであれば、検討いたします。

○村田委員 必要ないのならばそれ自体取ってしまってもいいのかなと思ったんですけども、必要ならば書いてもらっても、どちらでも。

○坂本評価課長 代謝物とか何かものを特定する際にはいろいろな都合で名称を書かな

くても、ここはあった方がいいのではないかと思います、確認いたします。

○小泉委員長 ほかにありませんか。それでは、その確認をした上でパブコメに出しますか。

○坂本評価課長 はい。確認をすぐに行いまして、追記できるかどうかも含めて至急確認いたします。

○小泉委員長 分かりました。それでは、その確認した後に意見・情報の募集手続に入ることによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 では、そういうことにいたします。

#### (4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましても、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず、担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

○見上委員長 説明いたします。ツラスロマイシンはマクロライド系の抗生物質で、国外で使用されています動物用医薬品等について、残留基準値の設定を要請するインポートトランス申請に伴いまして、食品安全委員会で評価を行い、平成18年3月にADIを設定しまして、厚生労働大臣に通知を行っているものです。

今回、そのツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤、ドラクシンの国内での承認申請に伴い評価依頼があったものです。本製剤は、アクチノバチルス プルロニューモニエなどによる豚の細菌性肺炎を効能・効果とする製剤です。

今回、本製剤に関する残留試験、豚における安全試験及び臨床試験の資料等が提出されています。したがって、ツラスロマイシンのADI、0.015 mg/kg 体重/日に影響を及ぼすような新たな知見はないことから、ツラスロマイシンの評価書につきましては、残留

試験について追記した上で第2版として今回の豚の注射剤の評価書（案）を新たに作成しております。

本製剤の豚における残留試験において、各組織中の残留濃度は時間の経過に伴い、投与36日後にはppbレベルまで減少しています。豚における安全性試験及び臨床試験においては、豚に対する安全性が確認されています。また、本製剤の添加剤については、含有成分の摂取による健康影響は無視できるものと考えられました。

以上のことから、本製剤が適切に使用されている限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられました。

なお、本製剤は抗菌性物質製剤ですので、薬剤耐性菌を介した影響についての評価が必要となります。

詳細は事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、資料4-1及び4-2に基づいて補足の御説明をさせていただきます。

資料4-1がツラスロマイシン本体、抗生物質の評価書で、資料4-2の方が製剤、豚用の注射剤に関する評価書となっております。

まず、資料4-1の8ページを御覧いただきたいと存じます。「7. 開発の経緯及び使用状況等」でございます。このものはマクロライド系の抗生物質で、牛及び豚の肺炎の起因菌に対して有効性が認められているということで、牛と豚の細菌性の呼吸器疾患の治療、予防を目的とする動物用医薬品として開発されたということでございます。

ヒト用医薬品としては国内外とも使用されていないということでもあります。米国、EUなどで動物用医薬品として使用されており、今般日本で豚の細菌性肺炎を適応とした注射剤の承認申請があったということでございます。

毒性関係につきましては新たなデータの提出はございませんが、評価書の記載などにつきましては、最近の評価書に合わせた記載に修正する等の修正を行って、この第2版を作成しております。前回の評価以降、新たなデータとしては、豚における残留試験が一つ追加提出されており、注射剤としての承認申請ということございましたので、薬物動態や残留試験に関する情報の追記をしております。

13ページの下の方にあります「2. 残留試験」の「(1) 残留試験(豚①)」が今回追加提出されたデータでございます。14ページの表5に結果がございます。投与5日後には筋肉、脂肪及び小腸における濃度は $0.7 \mu\text{g/g}$ 以下になっているということでございます。

す。

次の「(2) 残留試験(豚②)」につきましては、15 ページに結果の表や文章がございましたが、今、見上先生から御説明があったように、注射部位を含むすべての組織において投与 36 日後には ppb レベルにまで減少したということでございまして、このデータにつきしても今回追記をしているものでございます。

25 ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」がございまして、評価内容についてまとめてございまして、28 ページには ADI について記載がございまして、こちらは見上先生から御説明いただいたように以前の評価からの修正はございません。

続いて、資料 4-2 をお願いいたします。こちらが豚用の注射剤の動物用医薬品の評価書となっております。

3 ページの真ん中辺に「5. 開発の経緯」というところがございまして、このものにつきましては、EU や米国で承認されて以来、オーストラリア、カナダ、アジア諸国等で承認されているということでございます。

「Ⅱ. 安全性に関する知見の概要」では、まず「1. ヒトに対する安全性」ということで 3 ページの下の方から記載がございまして、添加物について検討を行いまして、4 ページの上の方にございまして本製剤に含まれている添加剤は当該物質の使用状況、既存の毒性評価、本製剤の投与量を考慮すると、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないとされております。

4 ページから「2. 残留試験」について記載がございまして、5 ページの下の方から安全性試験、更には 6 ページの下の方には「(3) 臨床試験」に関する情報もございまして、安全性に特段の問題は見られていないということでございます。

7 ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」に関してでございまして、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてのヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるという結論です。

これら 2 件につきましては、本日の委員会終了後、9 月 24 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明については以上でございまして。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、本 2 件につきましては、意見・情報の募集手続に入ること



といたします。

#### (5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。まず、添加物 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 資料 5-1 に基づいて御説明いたします。こちらは添加物、香料になりますが、5-エチル-2-メチルピリジンに関する添加物の評価書（案）ということがございます。

このものは、いわゆる国際汎用の食品添加物でして、こちらの 4 ページに経緯とかございますが、欧米においては焼き菓子、肉製品など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されているものということでもあります。

この評価書（案）につきまして、7 月 22 日から 8 月 20 日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、最後のページにございますように、期間中に御意見・情報はございませんでしたので、本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等 2 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料 5-2、5-3 の概要について御説明いたします。

除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統及びチョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。いずれも食品としての安全性については既に評価が終了し、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断しております。

まず、資料 5-2 の除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統ですが、既に安全性評価の終了している除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とピマワタを従来からの手法で掛け合わせたものです。

この掛け合わせによりまして、除草剤耐性を付与するために挿入された改変 *cp4 epsps* 遺伝子がピマワタに導入されています。

次に資料 5-3 のチョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統です。既に安全性評価の終了しているチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統とピマワタを従来からの手法で掛け合わせたものです。

この掛け合わせによりまして、チョウ目害虫抵抗性を付与するために挿入された改変 *cr y1Ac* 遺伝子及び *cry2Ab2* 遺伝子がピマワタにも導入されています。

これら 2 種のピマワタにつきましては、提出のあった資料から新たな有害物質が生成され、それが肉、乳、卵等の畜産物中に移行するとは考えられず、また、畜産物中で有害物質に転換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を生成されることは認められませんでした。

したがって、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方にに基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断しました。

以上です。追加等については、事務局からお願いします。

○坂本評価課長 資料 5-2 及び 5-3 に関しまして、内容につきましては特に追加の御説明はございませんが、これらの 2 件につきましては、これまでの取扱いと同様にパブリック・コメントの手続を行わず評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして

て、御意見、御質問がございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集は行わないということにいたします。遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断した。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

#### (6) 食品安全モニターからの報告(平成22年6月分)について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全モニターからの報告(平成22年6月分)について」です。

事務局から報告してください。

○原嶋勸告広報課長 食品安全モニターからの報告6月分について御説明申し上げます。

食品安全モニターから6月に32件の報告がございました。報告の内訳でございますが、こちらの誤字脱字が若干ございまして、その他は2件となっており、3件の間違いでございます。大変申し訳ありませんでした。

内訳を見ますと、食品表示関係が8件、口蹄疫関係が7件、その他3件、リスクコミュニケーション関係、モニター活動関係という形となっております。

2ページに6月のトピックということで、6月10日に発表いたしましたこんにやく入りゼリーに関する食品の安全性についての評価結果についてのモニターの意見が掲載されております。これにつきまして、食品安全委員会からは引き続き消費者庁における施策を監視していくということがコメントとして載っております。

3ページ、口蹄疫についても幾つか御意見がございまして、これにつきましては食品安全委員会から正確でわかりやすい情報を今後も努めていくというようなコメントをさせていただきます。

5ページ、トランス脂肪酸につきましても、食品安全委員会の方から評価をすることを決定し、22年度から専門調査会において審議が始まっているということが述べられております。

以下、リスクコミュニケーション関係やホームページの関係、あるいは食品衛生管理、

食品表示関係等について意見がございます。

説明としては以上でございます。

○小泉委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

(7) 食品安全関係情報(7月20日から7月30日収集分・8月2日から8月13日収集分)  
について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全関係情報(7月20日から7月30日収集分・8月2日から8月13日収集分)について」です。

事務局から報告してください。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料7-1及び7-2に基づきまして、食品安全関係情報について報告いたします。

まず、資料7-1は、7月20日から7月30日及び8月2日から8月13日にかけて収集した情報をハザード別、地域別に分類して一覧表にしたものでございます。それぞれの期間に合計133及び146の情報を収集しておりますが、今回はこれらの中から4件の情報について紹介いたします。

資料7-2を御覧いただきたいと思えます。化学物質分野からは、欧州食品安全機関(EFSA)が7月30日に公表した食品中のフラン濃度のモニタリング結果の更新に関する科学的報告書について紹介いたします。

真ん中辺りの※1を御覧ください。フランについての説明でございます。特徴的な臭気を持つ無色透明の液体で、肝臓において毒性及び反応性のある cis-2-ブテン-1,4-ジオールに代謝されることが報告されております。

フランに関する毒性のデータベースは不完全なものですが、入手可能なすべてのデータに基づいてフランの作用機序をEFSAが検討した結果、フランは恐らく遺伝毒性を持つ発がん物質であろうと報告されております。

次に本文について報告いたします。1のところですが、フランは加熱処理により様々な市販食品中に生成し、食品の官能的性質に寄与する。フランに発がん性のあることが動物実験で示されたため、欧州委員会は、食事からのフラン暴露量をより適切に推定できるようにするため、加熱処理された市販食品中のフラン濃度に関するデータ収集を加盟国に求

めたというものでございます。

3ですが、その結果、コーヒー中のフラン濃度が最も高く、平均濃度は製品の種類によって異なり、インスタントコーヒーで  $602 \mu\text{g}/\text{kg}$ 、焙煎コーヒー豆で  $3,611 \mu\text{g}/\text{kg}$  であった。コーヒー以外の食品群における平均濃度は、乳児用調製乳の  $3.2 \mu\text{g}/\text{kg}$  から一部のベビーフードの  $40 \mu\text{g}/\text{kg}$  の範囲でした。コーヒー以外の食品の最大値はベビーフードの  $224 \mu\text{g}/\text{kg}$  及びスープ類  $225 \mu\text{g}/\text{kg}$  でした。最大値が  $100 \mu\text{g}/\text{kg}$  を超えるフラン濃度が穀類製品、魚類製品、肉製品、並びにスープ類の一部の製品に見られたとしております。

関連情報（国内）の欄の食品安全委員会、「食品に含まれるフランに係る安全性評価情報に関する調査報告書」を参照ください。この中に日本のデータが示されております。これによりますと、平成19年度の調査において最大値が  $100 \mu\text{g}/\text{kg}$  を超えるフラン濃度が検出された食品群はコーヒーで最大値  $150 \mu\text{g}/\text{kg}$ 、16サンプルの平均値で  $59 \mu\text{g}/\text{kg}$  及び魚介類の缶詰であったとされておりまして、コーヒーについて比較しますと、日本の方が相当低い値となっておりますが、これはEFSAがコーヒー豆の調査であるのに対しまして、日本の調査は喫食時のコーヒーそのものの調査であるという違いによるものだとおことでございます。

2ページを御覧ください。微生物・プリオン・自然毒分野からフランス衛生監視研究所(InVS)が8月11日に公表したフランスにおける2010年上半期のブルセラ症の疫学調査結果について紹介いたします。

※印を御覧ください。ブルセラ症についての説明でございます。ブルセラ属菌による人獣共通感染症です。ブルセラ病に感染した山羊、牛、豚、イヌなどの動物に直接接触したり、ブルセラ病に感染した牛等に由来する未殺菌の乳や乳製品を摂取したりすることで感染いたします。

次に本文について報告いたします。フランス衛生監視研究所は、フランス国内において2010年上半期にブルセラ症が13例発生したことを発表した。分離株については12症例が *Brucella melitensis* biovar 3、トルコで感染した1症例が *Brucella melitensis* biovar 1でした。

感染暴露源について、13症例のうちの12症例が輸入されたもので、9症例は海外の流行地滞在中に感染、3症例は流行地(アルジェリア、トルコ)でつくられた未殺菌乳や未殺菌乳製品を摂取したことによるものでした。

フランス国内で感染した患者は、検査機関の検査技師で、海外で感染した症例の検体の

取扱い中に感染したものであったとのことでございます。

3 ページを御覧いただきたいと思います。日本では 1973 年以降、家畜のブルセラ病の発生はないようでございます。また、日本のヒトの感染者数は感染症法での届出が義務づけられた 1999 年から 2008 年までに 13 例が届けられているということのようでございます。

次に微生物・プリオン・自然毒分野からもう 1 報でございます。EU が 7 月 16 日に公表いたしました欧州委員会が今後の BSE/TSE 対策を概説した TSE ロードマップ 2 について紹介いたします。

4 ページの真ん中辺りの※ 1 を御覧いただきたいと思います。牛海綿状脳症 (BSE) の説明でございます。BSE に感染した牛では、BSE プリオンと呼ばれる病原体が主に脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられております。また、潜伏期間は平均 5 年、ほとんどの場合が 4 年から 6 年と推測されております。

牛から牛に BSE が蔓延したのは、BSE 感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使っていたことが原因と考えられているということです。

次に※ 2 の伝達性海綿状脳症 (TSE) の説明でございます。宿主の正常プリオンタンパク質の構造異性体である異常プリオンタンパク質がその主要構成成分となる監視伝染病で、牛海綿状脳症 (BSE)、羊・山羊のスクレイピー、鹿慢性消耗病 (CWD) などが含まれます。ヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病 (CJD) も類似の疾病でございます。

次に 3 ページに戻りまして、本文について報告いたします。報告書の概要は以下のとおりといたしまして、1 のところに変更の可能性のある分野が特記されております。これは 2005 年公表のロードマップと比べてのものでございます。

(1) 特定危険部位 (SRM) については、EU の SRM リストを国際獣疫事務局 (OIE) の国際基準に合わせる。特に腸が異なるようでございます。

(2) 飼料規制については、豚や家きん、魚類など非反すう動物の一定の動物性加工タンパク質について、同種動物内の飼料再利用に関する禁止条項は据え置き、使用を禁止する条項を削除する。例えば豚肉骨粉を豚に給与することは不可のままであるが、家きんの肉骨粉を豚に、豚肉骨粉を家きんにそれぞれ給与することはできるというものでございます。

(3) サーベイランスについては、現行の健康と畜牛 30 か月齢超、リスク牛 24 か月齢超。ただし、17 加盟国につきましては、いずれも 48 か月齢超の検査月齢を徐々に引き上げる、または様々な検査方法によって検査対象動物を更に絞り込む。

(4) スクレイピー根絶施策。説明は飛ばします。

(5) コホート牛、すなわち BSE 患畜の出生日の前後 12 か月以内に同一群で出生し、かつ、同一の汚染飼料を給与された可能性のある牛の淘汰につきましては、コホート牛の BSE 陽性頭数が 2009 年に 0 に減ったことから、コホート牛の一斉殺処分は中止される可能性があり、フードチェーンに入る前の検査が陰性の場合、コホート牛を食用に販売できるというものです。

(6) 生体及び死後検査については飛ばします。

まとめといたしまして、今後も最高の食の安全レベル維持のために現行措置に関する検討を継続し、EFSA によって提示された確かな科学的根拠に基づき TSE 措置の変更を 1 歩 1 歩着実に進めるとしております。

※ 1 の第 2 パラグラフを御覧いただきたいと思います。若干下の方ですが、我が国で実施されている BSE 対策といたしましては、と畜場でと畜解体される 21 か月齢以上の牛の検査。ただし、これは各県の判断によりまして実質上全頭検査になっております。すべての牛の特定危険部位 (SRM) の除去及び焼却。牛の肉骨粉等の飼料原料の給与の規制等、24 か月齢以上の死亡牛等の BSE 検査がございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。最後でございますが、英国食品基準庁が 7 月 22 日に公表した食品関連問題についての四半期意識調査結果について紹介いたします。

第 2 段落ですが、当該調査は 2010 年 3 月 3 日から 7 日に英国成人の代表的サンプル 2,111 人を対象に質問 6 項目についてインタビュー形式で行われたもので、概要は以下のとおりでございます。

1、FSA に対する自発的認知並びに全体的認知はそれぞれ 79% 及び 85% と前回同様に安定していたということです。

2、食肉衛生局に対する認知も 28% と安定していた。

3、食品安全に関し、健康保護に係るすべての機関に対する信頼が 59% と 2009 年 12 月の前回調査と同様の結果となった。

4、FSA に対する信頼は 63% と前回の調査結果と類似の数字が表れた。

5、FSA に対する期待は 50% と前回の調査から統計的に有意な増加が見られた。

6、食品の安全性に対する懸念は 70% から 59% と統計的に有意な減少が示された。

7、安全性に懸念を抱いている主要課題としては、食品中の塩分、食中毒、食品中の脂肪分、外食時の食品衛生、食品中の糖分並びに飽和脂肪酸量が挙げられたということです。

8、2009 年 12 月の前回調査と同様に回答者の 83% が外食するか、もしくは食品を購入

する場所の衛生基準について認識していると述べた。回答者が飲食施設の衛生基準を認識する方法としては、施設の全体的印象が73%、従業員の様子が59%、また、評判が50%と前回調査と類似の回答をしているとのことでございます。

関連情報といたしまして、食品安全委員会が実施した平成20年度食品安全委員会食品安全確保総合調査「リスク認知の形成要因等に関する調査」を挙げておきました。

調査結果のうち、食品の安全性について信頼できる情報源については別添のとおりでございます。設問の違いからか、全体として英国の調査に比べて低い数値となっているようでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんか。よろしいですか。

1のフランですが、先ほど焙煎コーヒー豆だから高いとおっしゃいましたけれども、インスタントコーヒーでも欧州の方が日本よりかなり高いということが言えますでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 恐らくインスタントコーヒーというのはコーヒーの粉の状態の数値だと思います。片や日本の方はコーヒー、液体にしたものですので、その差が反映しているのではないかと思います。

○小泉委員長 飲むときの液体ですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 はい。

○小泉委員長 分かりました。

英国のFSAがいろんな意識調査をしておりますね。ここでは英国は最もBSEが発生した頭数が多かったのですが、そのことについての質問はなされていないのでしょうか。何かBSEについて懸念を持っているのかどうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 この報告書だけから見ると、特別そのような調査はなされていないようでございます。



○小泉委員長 たしか英国ですらそういった不安が少なかったような気がいたします。ほかに何かございませんか。

○本郷情報・緊急時対応課長 英国での感畜の発生状況ですが、トータルで見ますと18万4,000頭強ほど発生しているようなんですが、2008年で37頭、2009年で12頭、2010年では6月30日までの数値ですが6頭しか発生しないということで、一時から比べますとかなり数字が少なくなっているのので、恐らくそんな調査になっているのではないかなと思います。

○小泉委員長 日本ではもう大分前から、今のところ36頭ですね。去年は1頭も発生していなかったですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 2008年が1頭、2009年が1頭、2010年に入ってから0頭でございます。

○小泉委員長 分かりました。では、昨年1頭いたのですね。

ブルセラ病の話ですが、これは日本の家畜では発生がないけれども、ヒトでは感染者が13例も報告されているということは、海外で感染したということですね。

○本郷情報・緊急時対応課長 この13例でございますけれども、うち4例は輸入例としての家畜ブルセラ菌感染ということで、海外にいて感染したものだそうです。9例については国内でのイヌブルセラ菌感染と考えられているようでございます。

○小泉委員長 分かりました。何か御質問はございませんか。よろしいですか。

ほかに議事はございますでしょうか。

どうぞ。

○坂本評価課長 1点御確認をお願いしたいことがございます。前回の委員会会合におきまして、厚生労働省及び農林水産省から農薬14品目について評価要請がございまして、その際、ピフェントリン以外の13品目については農薬専門調査会において審議することが決定されましたが、ピフェントリンの取扱いにつきまして事務局より確認させていただきま

す。

前回の委員会会合での廣瀬委員からの御説明を踏まえまして、本品目につきましては、作物残留試験のみ追加されており、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないという理解でよろしいでしょうか。

○廣瀬委員 そのとおりです。先週の委員会で本剤につきましては作物残留試験のみが追加されたということは申し上げたんですけれども、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性がないということを言うのを忘れてしまい、失礼いたしました。

○坂本評価課長 そういうことでしたら、昨年10月8日付けの食品安全委員会決定の(2)の②に従いまして、委員会は専門委員会による調査審議を経ることなく評価対象を評価すべきと考えられますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○小泉委員長 よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、ピフェントリンにつきましては、今後委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するということにいたします。

ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかはございません。

○小泉委員長 これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は、9月2日木曜日14時から開催を予定しております。

明日8月27日金曜日16時から、かび毒・自然毒等専門調査会が公開。

来週8月30日月曜日14時から、緊急時対応専門調査会が公開。

8月31日火曜日14時から、添加物専門調査会が公開。

9月1日水曜日13時30分から、農薬専門調査会幹事会が公開でそれぞれ開催されている予定となっております。

また、当委員会では『食品安全』という季刊誌を発行しております。このたび牛肉を主

とする食肉中の腸管出血性大腸菌のリスクプロファイルについての特集や食中毒の防止対策などを掲載いたしましたボリューム 23 を発行いたしました。

当季刊誌は食品安全委員会のホームページに掲載しているほか、本会場の隣の展示コーナーにも御用意しておりますので、是非御覧いただければと思います。

以上をもちまして「食品安全委員会（第 345 回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。